

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第112号）（交通局高速鉄道部営業課）

京都市交通事業の設置等に関する条例の一部改正により地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の管理を行うこととなることに伴い規定を整備するとともに、回数券を発行することができることとする等の措置を講じることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第112号

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条を第8条とし、第5条を削り、第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第3条を次のように改める。

(利用料金)

第3条 駐車場に自転車を駐車させる者(次条第1項に規定する回数券又は第5条第1項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。)は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対し、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、1日(午前5時から翌日の午前0時30分までをいう。)1回につき150円の範囲内において、指定管理者が管理者の承認を得て定めるものとする。

第3条の次に次の2条を加える。

(回数券)

第4条 指定管理者は、必要があると認めるときは、回数券を発行することができる。

2 回数券の交付を受けようとする者は、指定管理者に対し、その券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて指定管理者が管理者の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

(定期駐車券)

第5条 指定管理者は、必要があると認めるときは、定期駐車券を発行することができる。

2 定期駐車券の通用期間は、毎月の1日から末日までとする。

3 定期駐車券の交付を受けようとする者は、指定管理者に対し、2,700円の範囲内において指定管理者が管理者の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(交通局高速鉄道部営業課)